

幼児教育・保育の無償化にともなう私立幼稚園等の給付について

1. 施設・事業別の給付について

令和元年 10 月以降、無償化に該当する施設・事業に利用者が支払った利用料のうち、給付上限額までを償還する。(複数の事業を利用した場合は、合算で上限額までの給付となる。)

施設・事業	対象者・給付上限額
私立幼稚園（旧制度） 【保育料】	満 3 歳児、3～5 歳児 25,700 円
私立幼稚園・認定こども園 【預かり保育料】	保育認定を受けた 3～5 歳児 11,300 円 保育認定を受けた非課税世帯の満 3 歳児 16,300 円
認証保育所	保育認定を受けた 3～5 歳児 37,000 円 保育認定を受けた非課税世帯の 0～2 歳児 42,000 円
認可外保育施設	
一時預かり事業	
病児・病後児保育事業	
ファミリー・サポート・センター事業	

*参考 給付金等（月額） 3～5 歳児

	現行	無償化後
私立幼稚園（旧制度）	所得階層により 7,000 円～38,867 円	所得階層により 29,300 円～38,900 円
認証保育所	所得階層により なし～40,000 円	非課税世帯 40,000 円 その他世帯 37,000 円
認可外保育施設	助成要件該当 40,000 円 助成要件非該当 なし	区助成対象世帯 40,000 円 その他世帯 37,000 円

2. 周知方法

- ・ホームページへ掲載
- ・対象施設にお知らせを配布
- ・対象者にお知らせを送付